

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年2月1日

全国健康保険協会千葉支部  
支部長 佐藤 信行

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名及び予定数量

令和4年度初めて健診対象となる加入者に対する受診勧奨業務一式

①被保険者向け受診勧奨通知 予定数量 9,200 件

②被扶養者向け受診勧奨通知 予定数量 2,600 件

### (2) 仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期限（発送予定日）

令和4年3月24日

※協会との調整により前後することがある。

### (4) 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

### (5) 見積競争方法

契約は、本調達にかかる一切の費用を含んだ1件当たりの単価契約とする。見積金額は、上記(1)①～②ごとの各契約希望単価に各予定数量を乗じた金額の合計額とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額（合計金額及び内訳単価）をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

## 2. 見積書の提出場所等

### (1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒260-8645 千葉市中央区新町 3-13 千葉 TNビル 2階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当 樋口

電話 043-382-8315

### (2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当 川口・楠本

電話 043-382-8313

### (3)見積書提出期限

日 時 令和4年2月15日 17時00分（厳守）

○ 見積書とあわせて、以下の書類を提出すること。

- ① 等級決定通知書の写し
- ② プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のうち、いずれか1つの認証を取得していることを証する書類の写し

### 3. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33（令和1、2、3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」のフォーム印刷、その他印刷類でいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のうち、いずれか1つの認証を取得している者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (7) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

### 4. その他

- (1) 見積書の様式は任意とするが、見積書には合計額及び単価を必ず記載すること。また、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (2) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (3) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 予定数量が減少した場合については異議を述べることは出来ない。
- (5) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (5) 前記3に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (6) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

## 《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者。

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
  - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
  - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。